

令和8年度

下関市個人向け防犯カメラ設置費補助金

下関市では、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進するため、個人が住宅用に防犯カメラを設置する費用の一部を補助します。



申請受付期間

令和8年4月15日（水）から令和9年2月26日（金）まで
ただし先着順で、予算の範囲を超えた場合は受付を終了します。

補助金額

- 防犯カメラの購入費用及び設置工事費用（税込み）の2分の1
- 限度額は1世帯1回のみ3万円 ※100円未満端数切り捨て（防犯カメラの設置台数にかかわらず、限度額3万円）
- ★計算例 購入費用と設置工事費用の合計額が44,900円の場合
 $44,900 \times 1/2 = 22,450円 \rightarrow$ 端数切り捨て後 補助金額22,400円

補助対象経費

令和8年1月1日以降に購入し、現にお住まいの住宅の屋外に設置する防犯カメラに要する費用

※「住宅」の例

一戸建て住宅

共同住宅の専用部分（建物の管理規約等に違反しないもの）

併用住宅の居住部分（撮影範囲が居住部分の出入口等であるもの）

賃貸住宅（設置することの許可を建物所有者から得ているもの）

※「対象とならないもの」の例

維持管理費、保証料、配送料、撤去・移設費用

店舗のポイント・クーポン等使用分や割引分

レンタルまたはリース、個人間取引のもの（フリマサイトを含む）

録画機能付きインターフォン、デジタルカメラ

カメラ機能付き携帯電話等、ダミーカメラ、屋内に設置するカメラ

データ保存用パソコンやスマートフォン

補助対象者

申請の日において市内に住所を有する方

※市税を滞納していないこと

※同一世帯で年度につき1回限りの申請

※以前の年度に補助を受けた世帯も対象

ただし、新たな場所に防犯カメラを購入及び設置する場合に限る（従前の防犯カメラ更新や関連機器の追加は対象外）

※その他、公序良俗に反するおそれのない方

詳しくは下関市ホームページ
をご覧ください。



購入から補助金交付（振り込み）までの流れ

- ①販売店で防犯カメラを購入し、自宅に設置
（警備会社、防犯カメラ専門店、家電量販店、ホームセンター、ネットショップ等）
※機種選びについての相談は、山口県防犯設備士協会等へ
電話 0836-38-5224

②申請書及び必要書類の取得

③市生活安全課へ申請書及び必要書類を提出

④市による審査、交付決定の通知（郵送）

⑤指定口座へ振り込み

申請書及び必要書類

- 下関市個人向け防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼請求書
（市のホームページからダウンロードできるほか、市役所本庁舎、各総合支所、本庁管内各支所でも入手可能）
- 住民票（世帯全員）の写し（コピーではありません）
- 市税の滞納なし証明書（コンビニ等での取得不可、所得課税証明書とは別）
- 防犯カメラ購入及び設置した際のレシートまたは領収書の写し
（日付、金額、店舗名、内訳等（物品の型番、設置工事費用）が必要）
- 防犯カメラを設置したことが確認できる写真
（住宅の遠景写真、設置した全ての防犯カメラの設置場所と撮影方向がわかる近景写真、表示板等があれば設置場所がわかる写真）
- 振込先口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し

申請方法

●窓口

下関市役所本庁舎西棟1階エントランス会場

平日9時～16時

なお、各総合支所地域政策課、本庁管内各支所に申請書をお持ちいただく場合も、申請内容の確認はすべて生活安全課で行います。

不明な点等があれば電話による確認を行いますので、必ず、連絡が取れる電話番号を記入してください。

（下記電話番号から連絡をしますので、ご対応をお願いします。）

●郵送

〒750-8521 下関市南部町1番1号

下関市役所生活安全課 防犯カメラ補助金窓口 宛て

郵送事故を防ぐため、郵送状況が確認できる方法（簡易書留またはレターパックプラス）での送付を推奨します。

また、申請内容に不明な点等があれば電話による確認を行います。



【お問い合わせ先】

下関市役所生活安全課くらし安全係（防犯カメラ補助金窓口）

電話 083-242-7162 083-242-0797

受付時間 平日9時～16時

mail: smseikat@city.shimonoseki.yamaguchi.jp